

○松本市個人情報保護条例

令和4年12月16日

条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、自己の個人情報に関する開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、より公正で民主的な市政の実現を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において、実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(個人情報の取得等における実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を取得するときは、可能な限り本人から取得するよう努めるものとする。

2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を取得しないよう努めるものとする。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を達成するために当該情報が欠くことができないものであると認められるとき。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な研修を行うものとする。

(個人情報保護制度審議会の設置等)

第4条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、松本市個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員5人で組織する。

- 3 委員は、有識者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止する場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置に係る運用上の細則を定める場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合
- (4) この条例の運用に関し、意見を聴くことが特に必要と認めるとき

(審議会への報告)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその内容を審議会に報告するものとする。

- (1) 本人以外の者から個人情報を取得したとき。
- (2) 要配慮個人情報を取得したとき。
- (3) 前条の規定により定めた細則に基づき、具体的な措置を講じたとき。
- (4) 法第61条第3項の規定により、利用目的を変更したとき。
- (5) 法第69条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したとき。
- (6) 法第75条第1項の規定により、個人情報ファイル簿を作成したとき。
- (7) 法第109条第1項の規定により、行政機関等匿名加工情報を作成したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の運用に関し、特に必要であると認めるとき。

(審議会による調査等)

第7条 審議会は、実施機関による法の具体的な運用について調査し、特に必要であると認めるときは、実施機関に個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を述べることができる。

(会長)

第8条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(費用の負担)

第10条 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、実費の範囲内において当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第11条 法第89条第2項の規定により条例で定める手数料の額は、零とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第12条 法第119条第3項の規定により条例で定める手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
  - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 法第119条第4項の規定により条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日前にこの条例による改正前の松本市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第15条、第26条又は第33条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己の個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第24条第2項の規定による写しの交付を施行日以後に受ける者が負担する費用は、この条例による改正後の松本市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は旧条例第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第50条第2項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、施行日前にその業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 6 前2項の規定は、本市の区域以外の区域においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第40条第1項の規定により設置されている松本市個人情報保護制度審議会（以下「改正前の審議会」という。）は、新条例第4条第1項の規定により設置される審議会とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第40条第4項の規定により改正前の審議会の委員に委嘱されている者は、新条例第5条第3項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧条例第40条第5項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行日前において旧条例第40条第4項の規定により審議会の委員に委嘱された者に係る同条第7項の規定による義務については、なお従前の例による。

1 0 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(松本市情報公開条例の一部改正)

1 1 松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第8条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

1 2 松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条中「松本市個人情報保護条例（平成30年条例第2号）第13条第1項に規定する協定等」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定、公の施設の管理運営に関する基本協定書の規定等」に改める。

(松本市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

1 3 松本市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「松本市個人情報保護条例（平成30年条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第38条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

第3条第1項各号列記以外の部分中「条例」を「条例等」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項

第8条第1項及び第3項並びに第10条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

